

『 総会開催後の諸手続について 』



Q

当組合は3月決算であり、通常総会において令和2年度決算（財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案）が承認されました。これを受け、通常総会終了後に行わなければならない各種手続のうち、決算関係書類提出書、役員変更届書の提出及び代表理事の変更登記申請について教えてください。

A

●「決算関係書類提出書」の提出

組合は毎年度、通常総会終了の日から2週間以内に「決算関係書類提出書」を所管行政庁に提出しなければなりません。2部作成し本会へ提出してください。本会を經由して所管行政庁へ提出します。

●「役員変更届書」の提出

組合は、役員の変更（全役員が再任され、実質的な変更がない場合も含む）を行った場合は、変更の日から2週間以内に「役員変更届書」を所管行政庁に提出しなければなりません。役員の氏名又は住所に変更があった場合も同様です。決算関係書類提出書と同様に2部作成し本会へ提出してください。本会を經由して所管行政庁へ提出します。

●代表理事の変更登記申請

代表理事の氏名及び住所に変更が生じたときは、変更が生じた日から2週間以内に変更の登記をしなければなりません。なお、代表理事に同一人が再選された場合でも、改選期毎に代表理事の変更登記をしなければなりません。

〈留意点〉

- 「決算関係書類提出書」は、①事業報告書、②財産目録、③貸借対照表、④損益計算書、⑤剰余金処分案（又は損失処理案）、⑥総会議事録の順に綴じてください。
※事業計画書、収支予算書の提出は義務付けられておりませんが、通常総会で審議する書類ですので、提出してください。
- 「役員変更届書」は、①変更の年月日及び変更の理由を記載した書面、②変更した事項を記載した書面（新旧役員の住所・氏名等）、③新役員選出の総会・理事会議事録の順に綴じてください。
※通常総会において新たな役員を選出（選定）した場合は、総会議事録の添付は省略できます。
※なお、決算関係書類提出書と役員変更届書については、表紙への押印が不要となりました。（5月号参照）各種様式は本会ホームページよりダウンロードできますので、ご利用下さい。
- 秋田県内で商業・法人の登記申請ができるのは秋田市にある秋田地方法務局（本局）のみとなります。窓口での申請に加え、郵送による申請も可能です。

秋田地方法務局

〒010-0951

秋田市山王七丁目1番3号 秋田合同庁舎 TEL 018-862-1174（登記部門直通）

詳細についてはこちらをご覧ください。

<https://www.chuokai-akita.or.jp/youshiki/> または

秋田県中小企業団体中央会 様式集

検索

本件についてご不明な点がございましたら、本会事業振興部もしくは最寄りの各支所までお気軽にお問い合わせください。